

民間建築物アスベスト対策事業

アスベストに対する市民の不安解消や健康の保全を図るため、アスベストの分析調査および除去等の経費に対し一部を補助します。

対象建築物

「吹付けアスベスト等」が施工されているおそれのある建築物



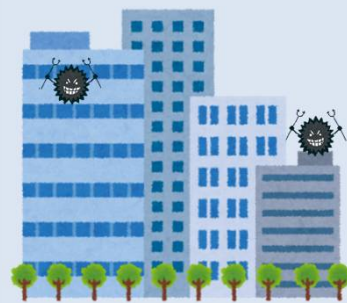
吹付けアスベストおよびアスベスト含有吹付けロックウール

補助内容

項目	内容	補助率 (限度額)
分析調査	吹付け建材について行うアスベスト含有の有無の判定および含有率の測定に係る調査	全額補助 (25万円)
除去等	吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、囲い込み	2/3 (163万円。ただし、対象面積に1㎡あたり26,700円を乗じて得た額を超えないものとする)

対象者

対象建築物の所有者（市税を滞納していないこと）



実施要件

- ・分析調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が調査を実施すること
- ・除去等にあつては、計画の策定を「建築物石綿含有建材調査者」が行うとともに、「石綿作業主任者の資格を有する者」が除去等に従事する者を指揮すること
- ・除去等により吹付けアスベスト等を排出する場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者」が適正に遂行すること

【注意事項】

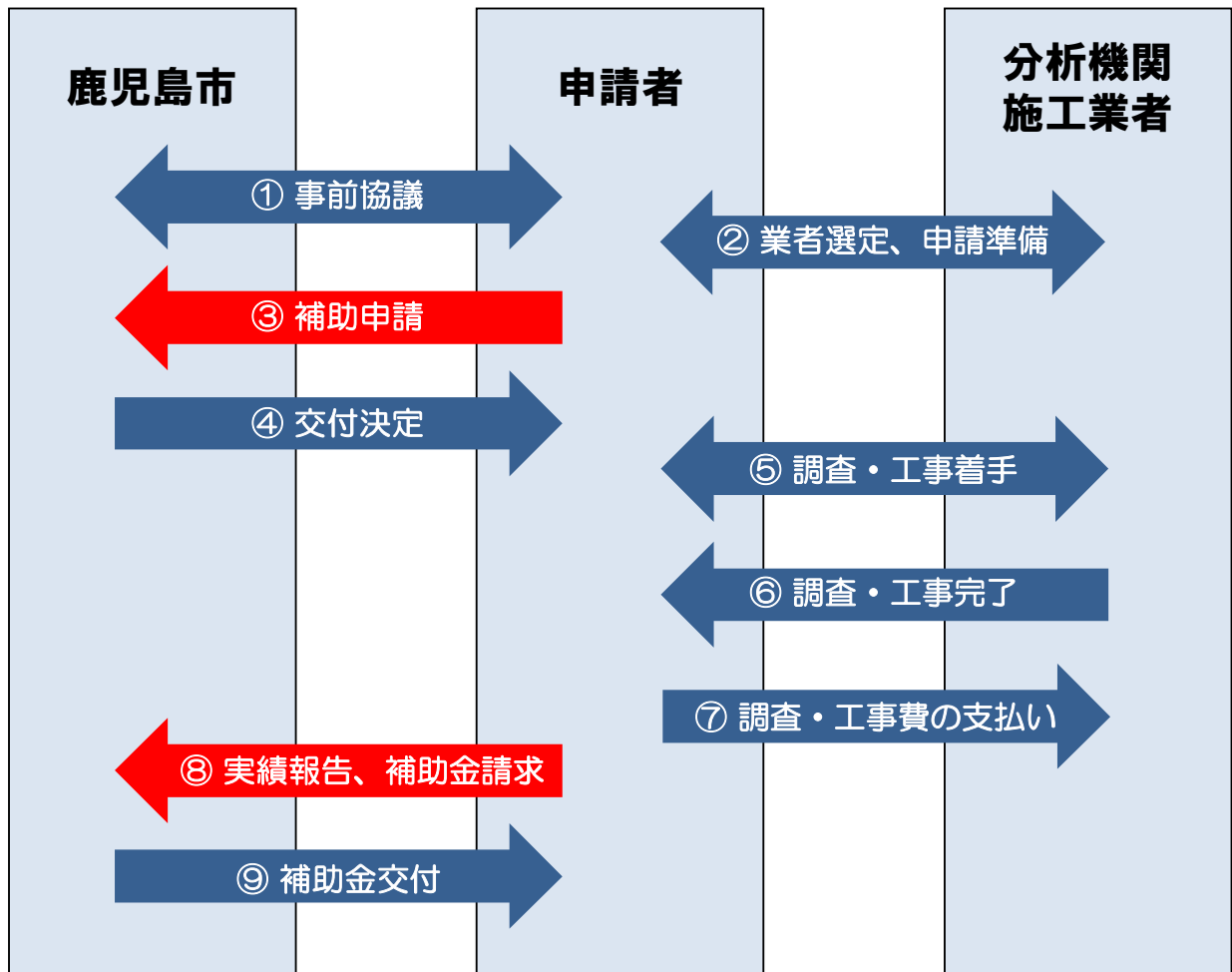
- ・申請前に事前協議が必要です。
- ・補助金交付決定前に分析調査または除去等に着手した場合は、補助の対象になりません。

問合せ先

鹿児島市建築指導課(市役所東別館4階)

TEL : 099-216-1358 FAX : 099-216-1389
メール kenshido@city.kagoshima.lg.jp

民間建築物アスベスト対策事業 手続きの流れ



③ 補助申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書 (※)
- アスベスト対策計画書 (※)
- 見積書
- 建物登記簿謄本の写し
- 建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書
- 市税納付状況調査同意書 (※)
- 付近見取図、平面図、現況写真
- 石綿作業主任者の資格証の写し
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格証の写し
- 施工計画書
- アスベストが含有していることの証明書

⑧ 実績報告、補助金請求に必要な書類

- 補助事業等実績報告書 (※)
- 補助金等交付請求書 (※)
- 領収書の写し
- 口座の写し
- 分析調査報告書
- 試料採取状況の写真
- 施工中・施工後の写真
- 産業廃棄物マニフェスト
- 濃度測定結果報告書

●・・・分析調査、除去等に共通して必要 ●・・・分析調査に必要 ●・・・除去等に必要

・建築物が区分所有または法人所有の場合は、その他に必要な書類があります。

(※) の書類は、建築指導課の窓口や市のホームページから入手できます。

市HP→サイト内検索「アスベスト」

検索